

長野県福祉のまちづくり条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(特定施設整備基準)</p> <p>第3条 条例第14条第1項の基準（以下「特定施設整備基準」という。）は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(特定施設の新築等の届出)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の規定による届出は、特定施設新築等届出書（様式第1号）に、付近の見取図、配置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第5条 条例第16条第2項の規定による届出は、特定施設新築等変更届出書（様式第2号）に、前条に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えてしなければならない。</p> <p>(届出を要しない変更)</p> <p>第6条 条例第16条第2項の規則で定める場合は、特定施設整備基準に適合している条例第14条第1項の出入口等の部分の構造又は設備をより安全かつ容易に利用できるものに変更する場合とする。</p> <p>(適合証の交付の請求)</p> <p>第7条 条例第21条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第3号）に、特定施設の特定施設整備基準への適合状況を明らかにした書類を添えてしなければならない。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第8条 条例第24条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。</p> <p>(公共的団体)</p> <p>第9条 条例第25条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(別表第1) (第2条関係)</p> <p>1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）及びその部分</p>	<p>(特定施設整備基準)</p> <p>第3条 条例第10条第1項の基準（以下「特定施設整備基準」という。）は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(特定施設の新築等の届出)</p> <p>第4条 条例第12条第1項の規定による届出は、特定施設新築等届出書（様式第1号）に、付近の見取図、配置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第5条 条例第12条第2項の規定による届出は、特定施設新築等変更届出書（様式第2号）に、前条に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えてしなければならない。</p> <p>(届出を要しない変更)</p> <p>第6条 条例第12条第2項の規則で定める場合は、特定施設整備基準に適合している条例第10条第1項の出入口等の部分の構造又は設備をより安全かつ容易に利用できるものに変更する場合とする。</p> <p>(適合証の交付の請求)</p> <p>第7条 条例第17条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第3号）に、特定施設の特定施設整備基準への適合状況を明らかにした書類を添えてしなければならない。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第8条 条例第20条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。</p> <p>(公共的団体)</p> <p>第9条 条例第21条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(別表第1) (第2条関係)</p> <p>1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）及びその部分</p>

改正案			現行		
区分	用途	範囲	区分	用途	範囲
(1) 官公庁施設	国又は地方公共団体の事務所	全施設	(1) 官公庁施設	国又は地方公共団体の事務所	全施設
(2) 社会福祉施設	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設、同条第8項に規定する短期入所を行う施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第12項に規定する自立訓練を行う施設、同条第13項に規定する就労移行支援を行う施設、同条第14項に規定する就労継続支援を行う施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第26項に規定する福祉ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設	全施設	(2) 社会福祉施設	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条第1項又は第2項に規定する精神障害者社会復帰施設 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設	全施設

改正案			現行		
	母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等			母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等	
(3) 医療施設	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院 医療法第1条の5第2項に規定する診療所	全施設 病室を有するもの	(3) 医療施設	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院 医療法第1条の5第2項に規定する診療所	全施設 病室を有するもの
(4) 教育施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第25条に規定する職業訓練施設又はこれらに類する訓練若しくは養成を目的とする施設	全施設	(4) 教育施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第25条に規定する職業訓練施設又はこれらに類する訓練若しくは養成を目的とする施設	全施設
(5) 文化施設	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館若しくは同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はこれらに類する施設	全施設	(5) 文化施設	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館若しくは同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はこれらに類する施設	全施設
(6) 公共の交通機関の施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で、旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全施設	(6) 公共の交通機関の施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で、旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全施設
(7) 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設	一の建築物におけるその用途に供する部分の床面積の合計（増築の	(7) 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設	一の建築物におけるその用途に供する部分の床面積の合計（増築の

改正案			現行		
		場合にあつては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。)が1,000平方メートル以上のもの			場合にあつては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。)が1,000平方メートル以上のもの
(8) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 遊技場	用途面積が500平方メートル以上のもの	(8) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 遊技場	用途面積が500平方メートル以上のもの
(9) 店舗	銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他の金融機関の店舗 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項に規定する金融商品取引業を営む店舗 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業を営む店舗 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 飲食店 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、	全施設 用途面積が500平方メートル以上のもの	(9) 店舗	銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他の金融機関の店舗 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項に規定する金融商品取引業を営む店舗 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第一種電気通信事業を営む店舗 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 飲食店 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、	全施設 用途面積が500平方メートル以上のもの

改正案		現行	
	旅行代理店、不動産業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗		旅行代理店、不動産業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所	用途面積が100平方メートル以上のもの	理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所
	美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所	用途面積が100平方メートル以上のもの	美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所
(10) その他	集会場又は公会堂	全施設	(10) その他
	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの	展示場
	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他のスポーツ施設（練習場を含む。）	用途面積が1,000平方メートル以上のもの	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他のスポーツ施設（練習場を含む。）
	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が300平方メートル以上のもの	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場
	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物であるもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置（以下「特殊装置」という。）のみを用いるものを除く。次表において「自動車車庫」という。）	自動車の駐車に供する部分の面積が500平方メートル以上のもの	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物であるもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置（以下「特殊装置」という。）のみを用いるものを除く。次表において「自動車車庫」という。）
	公衆便所	便房の数（増築の場合にあっては、増築後の数）が3以上のもの	公衆便所
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場	全施設	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場
	第9条に規定する公共的団体の事務所		第9条に規定する公共的団体の事務所
	共同住宅	住戸の数	共同住宅

改正案			現行		
		(増築の場合にあっては、増築後の数)が51以上のもの			(増築の場合にあっては、増築後の数)が51以上のもの
(11) 複合施設の共用部分	区分欄の(1)から(3)まで及び(5)から(10)までの区分に応じてそれぞれ用途欄に掲げる用途(共同住宅を除く。)のうち2以上の異なる用途に供する部分が存する建築物で、それらの用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものの共用部分	全施設	(11) 複合施設の共用部分	区分欄の(1)から(3)まで及び(5)から(10)までの区分に応じてそれぞれ用途欄に掲げる用途(共同住宅を除く。)のうち2以上の異なる用途に供する部分が存する建築物で、それらの用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものの共用部分	全施設
2 (略) (別表第2) (第3条関係) (略)			2 (略) (別表第2) (第3条関係) (略)		